



令和 4 年 4 月 2 0 日
内閣府（防災担当）

令和 4 年福島県沖を震源とする地震に係る 被災者生活再建支援法の適用について（福島県）

1. 令和 4 年福島県沖を震源とする地震による災害について、福島県から、住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
2. 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯及び中規模半壊した世帯等については、申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の再建方法等に応じて、被災者生活再建支援金が公益財団法人都道府県センターから支給される。

該当区域	発生日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害(世帯)		
			全 壊	半 壊	床上浸水
伊達市 (だてし)	3月16日	第1条第4号	5以上	—	—

注：上記の数値は令和 4 年 4 月 1 9 日（火）1 1 時 0 0 分現在の福島県からの報告による。
同数値は今後の調査によって変動することがある。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第 1 8 条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給する制度であり、その 1 / 2 については国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第 1 条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 4 号（支援法施行令第 1 条第 1 号又は第 2 号に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県で、その自然災害により 5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 1 0 万未満のものに限る。））に該当することによる。

※ 1 令和 4 年福島県沖を震源とする地震では、福島県において福島市、相馬市、新地町、南相馬市、国見町、桑折町において支援法を適用。

※ 2 伊達市人口は、5 8, 2 5 0 人であり、
人口 1 0 万人未満であることから、全壊 5 世帯以上で第 4 号に該当。

※人口は令和 2 年国勢調査による。

（福島県においても同時発表。）

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

浅川、津轻、北島

TEL 03-5253-2111（内線51279）

03-3503-9394（直通）